

平成23年 第11回
教育委員会定例会会議録

平成23年11月8日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2337号

平成23年第11回定例会

日 時 平成23年11月8日(火) 午後2時30分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	半 田 吉 恵
	委員長職務代理者	澤 孝一郎
	委 員	綱 川 智 久
	委 員	小 島 洋 祐
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	小柳津 明
	庶 務 課 長	伊 藤 康 博
	教育政策担当課長	山 本 隆 司
	学校施設計画担当課長	大久保 光 正
	学 務 課 長	佐 藤 雅 志
	生涯学習推進課長	大 竹 悦 子
	国体推進担当課長	大 竹 悦 子
	(生涯学習推進課長兼務)	
	図書・文化財課長	沼 倉 賢 司
	指 導 室 長	平 田 英 司

「書 記」	庶務課庶務係長	柏 正 彦
	庶務課庶務係	遠 藤 由香里

「議題等」

日程第1 審議事項

議案第71号 港区立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第72号 港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第2 教育長報告事項

- 1 特別区人事委員会勧告について
- 2 港区立東町小学校国際学級説明会の実施報告について
- 3 (仮称)港区立朝日中学校通学区域小中一貫教育校施設整備計画について
- 4 平成24年度港区立幼稚園園児募集について
- 5 学校給食調理業務委託について

- 6 港区スポーツ推進計画（素案）の体系について
- 7 生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定について
国体推進担当の10月事業実績について
- 8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 9 図書館・郷土資料館の10月行事实績と11月行事予定について
- 10 図書館の10月分利用実績について
- 11 11月指導室事業予定について
- 12 港区子どもサミットについて

「開 会」

○半田委員長 皆さん、こんにちは。本日は東町小学校の視察に引き続きまして、教育委員会を開会します。それでは、ただいまから平成23年第11回港区教育委員会定例会を開会します。

それでは、日程に入ります。

(午後2時30分)

「会議録署名委員」

○半田委員長 本日の署名委員は小島委員にお願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第71号 港区立学校設置条例の一部を改正するについて

○半田委員長 日程第1、審議事項に入ります。

初めに、議案第71号、「港区立学校設置条例の一部を改正する条例について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、議案第71号、港区立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

教育委員会議案資料ナンバー1をご覧ください。

本案につきましては、港区立朝日中学校通学区域の小中一貫教育校の整備に伴いまして、朝日中学校を三光小学校内の仮校舎へ移転することにより、校舎の位置を変更するため、条例の一部を改正する必要があることから提出するものでございます。

資料を1枚おめくりください。「港区立学校設置条例の一部を改正する条例(案)」でございます。改正内容につきましては、裏面でございます「港区立学校設置条例新旧対照表」でご説明いたします。表の下の欄が現行、上の欄が改正案となります。港区立学校設置条例では、別表第3で中学校の位置を定めてございます。朝日中学校につきましては、現行の白金四丁目1番12号から、移転先でございます白金三丁目18番2号へ位置を変更いたします。この住所は三光小学校と同様でございます。

次に付則でございます。条例の施行日は平成24年4月1日としてございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 朝日中学校の三光小学校への移転作業はいつごろ行うのですか。

○学務課長 細部は、今、学校側と詰めておりますが、春休み、2日間程度をかけて一気に行う予定です。荷物の量とか、いろいろ仕分けをしていただいたものを確認の上なのですが、見通しとしては、春休み中で可能ではないかと思えます。

○澤委員 移転先の三光小学校の改修はもう終わっているのですか。

○学校施設計画担当課長 9月30日に終わっております。

○澤委員 あとは移転するばかりという。

○学務課長 細部の確認をした上で、今後、新規に入れる備品類もございますので、その調達については移転と並行して学校側と打ち合わせしてまいります。

○小島委員 どんな改築をしたのか教えてもらえますか。

○学校施設計画担当課長 三光小の4階部分を中学校用に改修いたしました。基本的には、空き教室をそのまま使用するのできれいにしました。それから、職員室が必要ですので、パソコンルームを職員室に改築したということ。細かい点では、技術室ですとかそういったところを整備したのもありますし、音楽室や倉庫だった部分を保健室に充てたとか、色々と改修してございます。

○学務課長 補足になりますが、今後、バスケットゴールなどは小・中共用になるように可動式のものに取りかえるとか、実際の学校運営で必要な改修は年度末にかけて行ってまいります。

○綱川委員 同じ敷地内に小学校と中学校が同居するわけになりますよね。例えば、今、「保健室」とおっしゃっていましたが、保健室は同じ校舎内に二つ設置しなければいけないのか、その辺はどうなのでしょう。

○学校施設計画担当課長 共用する部分というものは出てまいります。保健室については、中学生用の保健室を設置いたしました。

○学務課長 小学校と共用することを予定しておりますのは、図書室、音楽室、理科室、家庭科室でございます。あと、体育館やホールとか、そういったものは一緒に使わせていただくということで、限られたスペース、部屋を最大限有効利用し、三光小学校と朝日中学校が共用が出来ればということでございます。

○教育長 今、話があったように、中学校と小学校が同一校舎で全てのことを一緒にやるということは初めての経験です。今まで、港南小学校の一部の学年が港南中学校の一部を借りて一緒に運営をしたことはありましたけれども、全てを小・中学校一緒の校舎でやるということはありませんでした。いろいろな改修計画、あるいは備品の納入その他、時程をどうするのかとか、ソフト、ハード面でさまざまな調整が必要になってきているわけですが、おかげさまで、両校ともいろいろなことを調整し合い、また、保護者等の理解も得、地域の了承も得て、順調に小中一貫教育校を進めるその前提である仮設、仮校舎というのですか、その準備ができたということは本当にありがたいことだと思っています。

○半田委員長 それでは、採決に入ります。

議案第71号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○半田委員長 それでは、議案第71号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第72号 港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○半田委員長 次に、議案第72号、「港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第72号、港区立図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明させていただきます。

議案資料ナンバー2をご覧ください。

まず、改正理由についてご説明させていただきます。資料の最後のページをご覧ください。新たに開設いたします高輪図書館分室についての規定整備のために、昨年12月に港区立図書館条例の一部を改正してございます。分室の開設予定日となります本年12月1日に同条例が全面的に施行されることに伴いまして、条例の下にあります港区立図書館条例施行規則中の必要な箇所に分室の文言を加えるとともに、条項全体の調整を行うものでございます。

また、規則中、声の図書館の館外利用について定めた条項におきまして、声の図書館の資料内容の実態に合わせるとともに、声の図書館の館外利用対象者の拡大をするための当該部分の規定を改めるものでございます。

それでは、戻りまして、資料の3枚目、新旧対照表をご覧ください。まず、第3条でございます。第3条は「個人館外利用」、いわゆる資料の貸し出しについて規定してございます。第1項で「図書館」に加えまして「分室」の追加、第3号で「館長」に加えまして「分室の長」の追加をしてございます。

第4条でございます。第4条は「声の図書館の館外利用」についての規定でございます。「声の図書館」と申しますのは、視覚障害などのために活字による読書が困難な方に、録音資料等によりまして読書を楽しんでいただくためのものでございます。現行では、対象者を視覚障害者としておりまして、障害者手帳をお持ちになっている方を対象としていたものでございますけれども、実際には手帳まではお持ちになっていないけれども、視力が落ちて、拡大図書等でも読みにくいような方、あるいは手や体幹等に障害をお持ちになって、自分で本が読めないという方、あるいは識字障害の方等、そういった通常の読書がなかなか困難な方等に対象をさらに拡大するというものでございます。また、現行では、録音図書につきましては図書館で収集するとなっておりますが、実態として、購入等による収集のほか、図書館の職員やボランティアにより独自に作成しているところもございまして、ことから、「製作」という文言を追加してございます。また、現行で「録音テープ等」となっておりますけれども、現在、録音テープもかなりあるのですが、録音テープよりも、DAISYと言いまして、CDのようなものですけれども、録音図書の国際標準になっているものが主流になってきていることから、「録音テープ等」を「録音資料」と改正してございます。

次に、第10条「館外利用の停止」についての規定です。こちらの方は、先程と同じように、「分室」の文言を追加してございます。

それから、第11条「利用の制限」及び第15条「指定管理者の指定の基準」についても、同様に「分室」の文言の追加でございます。

最後に、付則でございます。この規則の施行期日は平成23年12月1日としてございます。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第72号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○**教育長** この議案はこれでいいのですが、11月28日月曜日に高輪図書館分室と高輪中高生プラザのオープニングがあると聞いています。

○**図書・文化財課長** ご案内の発送がちょっと遅れておりまして申し訳ございません。日程につきましては、今、教育長の方からもお話があったとおりでございます。式の方は、中高生プラザと分室と一体となった施設でございますので、一緒の開所式と言いますか、そういった形でやる予定でございます。近々ご案内を差し上げたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**半田委員長** それでは、議案第72号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 特別区人事委員会勧告について

○**半田委員長** 次に、日程第2、教育長報告事項に入ります。

まず初めに、「特別区人事委員会勧告について」。庶務課長、説明をお願いいたします。

○**庶務課長** 去る10月28日、特別区人事委員会は、本年度の職員の給与に関する報告及び勧告をいたしました。本日、その概要についてご報告するとともに、今後の予定についてご報告をさせていただきます。

教育委員会資料ナンバー1をご覧ください。

まず、特別区人事委員会の勧告でございますが、今年度につきましては、民間給与との比較の結果、職員の給与が上回っているとして、その格差を解消するために、平均で0.2%、額にして842円引き下げる旨の勧告をいたしました。一方で、期末手当及び勤勉手当、いわゆるボーナスの部分については民間とほぼ拮抗しているとして、改定はしないという内容になってございます。また、この給与の引き下げに伴いまして、既にこの4月から職員に支払われている給与をそのままにいたしますと、民間との均衡が保てないということから、3月に支給する期末手当からこの格差相当分を差し引いて支給することとしてございます。

資料の2枚目以降をご覧ください。

特別区人事委員会が作成した今年度の勧告の概要の資料でございます。最初の1ページに、今ご説明申し上げた内容が記載されてございます。裏面をご覧ください。改定内容といたしまして、給料月額を引き下げを行うことが、ただし、初任給は据え置くこと、医療職給料表(一)、医師等に適用される給料表がございまして、これは改定はしないという内容になってございます。

その結果、モデルケースによる試算として、25歳の係員では、改定前と改定後とで変わらないという結果になってございます。また、40歳の係長、45歳の課長、50歳の部長ですと、資料の一番右側の欄になりますが、おおむね年間資料にあるとおりの引き下げになります。

資料の3枚目以降は、給与制度の検証・検討、あるいは人事制度に対する意見が記載されてござ

いますが、これらはいずれも、今後具体的な対策を講じていくことになっておりまして、現在のところ、これらに関しての具体的な内容については触れられておりません。

再び資料の1枚目にお戻りください。今後の予定でございますが、現在、特別区長会は、この勧告に基づいた給料表の改定が必要だと判断いたしまして、いわゆる組合の方に提案をしてございます。現在、労使協議中でございますが、労使が合意いたしますと条例改正が必要になってまいります。教育委員会に係る条例で言えば、幼稚園教育職員の給与に関する条例の改定が必要になります。

あわせて、この給与の引き下げが実施されますと、現在定めている管理職手当の金額が給与の最高額の20%以内という上限を超えることとなりますので、管理職手当を引き下げる必要が出てまいります。そのため、管理職手当に関する規則の改正が必要になってまいります。

条例改正につきましては議会の議決をいただく必要がございますので、区議会に議案を提出することになります。また、管理職手当に関する規則の一部改正につきましては、区議会に提案した条例改正の議案を可決いただいた後に、改めて教育委員会に議案として提出する予定になってございます。説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 これは、このところ毎年のように出ていると思うのですけれども、もう何年ぐらいこの傾向ですか。

○庶務課長 過去10年間、毎年のように給与の引き下げ、もしくは据え置きという措置がとられてございます。公務員の給与を定めるに当たりましては、民間準拠ということで、民間の給与の実態を調査して、それとの比較において、民間よりも下回っていれば引き上げの勧告が出されますし、民間より上回っていれば引き下げの勧告が出されるという仕組みになってございます。

○澤委員 民間もそういうことですね。この間、中学生に電気エネルギーの話をするという機会があり、日本の総エネルギーの消費がどうなっているかという最新の統計を見ました。我々の時代は、総エネルギーが年ごとにどんどん増えた。ところが、7、8年前からほとんど頭打ちになって、ここ数年はむしろ減っているのですね。日本の状況というのは、我々の頃の右肩上がりの状況から完全に低成長というのか、成長ではなくてむしろ下がり気味。これは、景気がよくなると上向くのか、産業構造上そうやってきてしまっているのか。要するに、企業の生産の拠点は、今の円高でますます海外に移るような方向になっているので、これからの若い人は、我々の若い時代とは全然違った感覚で自分の生活設計とかそういうことを考えないといけないのかなと思いました。今日、またこの給料の引き下げの話がありましたが、これは、景気が悪いから上がらないのか、こういうことがずっと続くのか、その辺はちょっと予測ができないのですけれども、日本の状況が今までとはだいぶ変わってきているのかなど。今、話を聞かせていただいて、そんなことを思いました。

○半田委員長 毎回ですけれども、この案件が出るとちょっと心苦しいというか、いたし方ないのですけれども、早く上向くことを願っております。他にございますか。

○綱川委員 2点ほど。「格差解消による配分」の「はね返り」という言葉がちょっと分からないの

と、あともう1点、この後ろ意見書の部分に非常に大切なことが書かれているように感じますので、こういうところもちゃんと意見として受け止めて給料を減らすだけではなく、制度的なことでバックアップしていければいいなと思いますので。以上です。

○庶務課長 特別区人事委員会が作成しました資料の2ページ目をご覧ください。その上段部分に「参考1」として、「格差解消による配分」として、給料で△714円、はね返りで△128円とございます。この「はね返り」というのは、給料の金額をベースにして支払われる手当、例えば地域手当は給料月額の18%となっておりますが、給料が下がりますと当然地域手当も下がります。その手当等にはね返る部分、地域手当以外にもございますけれども、それらの総額をはね返り分として示してございます。給料月額に連動して手当も下がる部分があり、それがはね返りです。

それから、3ページに示されている中で、特に人事制度の関係でございますけれども、おっしゃるとおりでございまして、より有為な人材を確保すると同時に、最近管理職試験を受験する職員が年々減ってきてございます。管理職という職務の魅力を高める、その一環として、給与等である程度インセンティブを与えることも必要ということです。この問題はかなり前から言われておりました、かつては管理職手当も給料月額の何パーセントという形になっておりましたけれども、たしか5、6年前からそれが定額制度に変わりました。定額制度になることによって、より若い段階で管理職になった職員についてはプラスになります。そういうような改定もしてきてございます。今後もそういうことをしていくという趣旨でございます。

○半田委員長 良い人材、優秀な人が先生になってほしいなと思っても、民間に行ってしまうたりします。つまり、先生であったり、公務員であることに魅力があればもっと良い人材が若い世代からも集まるかなと思いますので、不況でもあまり影響されないようなところで自分の能力をしっかりと発揮できる地盤というものがあるので、良い人材が集まる、そういった流れがあるとさらに良い人材が集まってくるとは思いません。よろしく願います。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

2 港区立東町小学校国際学級説明会の実施報告について

○半田委員長 次に、「港区立東町小学校国際学級説明会の実施報告について」。教育政策担当課長、説明をお願いいたします。

○教育政策担当課長 それでは、教育委員会資料ナンバー2をご覧くださいと思います。

去る10月13日と10月14日の午後6時から7時まで、同一の内容で国際学級説明会を実施いたしましたので、ご報告させていただきます。

目的としましては、東町小学校に開設する国際学級について、「設置の背景・目的」「主な特徴」「新入学について」等の説明を行って、保護者・区民・外国人の方々への国際学級の理解を図ることをねらいとしているものでございます。

開催場所としましては、東町小学校の体育館で行いました。

説明会開催の周知方法のところですが、東町小学校在籍保護者へ学校の方から案内を70

部ほど配布させていただきました。それと、進学予定としまして、東町小学校通学区域の保護者へ郵送で37部、また、隣接の学区域の保護者へ390部、あと、新入学年齢に達する区内在住の外国人登録家庭で200部ほど送付してございます。また、大使館の方へ説明会開催の案内を郵送してございます。アメリカ合衆国、オーストラリア、カナダ、イギリス、シンガポール、フィリピン、インドの各大使館へ送付させていただきました。周知方法としまして、「広報みなと」の10月1日号と「M i n a t o M o n t h l y」10月1日号に記事を掲載してございます。あわせて、「みなと教育ネット」9月28日に記事を掲載してございます。

5の「実施報告」です。参加者数のところですが、13日木曜日につきましては、日本人の合計49名、14日金曜日につきましては59名、合計108名となっております。この数字なのですが、受付表に記入していただいた方の数でございます。実際は、そのほかの部分、また、子ども連れの方もたくさんお見えになっていまして、両日とも80名から100名近く来場されたかと思えます。

裏面をご覧いただきたいと思えます。外国人の数ですけれども、13日木曜日につきましては7名、14日金曜日につきましては9名、合計16名の方がお見えになりました。

参加者の合計としましては、木曜日56、金曜日68、合計124名の方の参加となっております。

(2)「外国人の方々への対応」ですけれども、英語版の国際学級説明資料の作成を行いまして、それを配布してございます。日本語版と同じものを配布してございます。あと、プレゼンテーション用の英語版のパワーポイントを会場で投映させてもらいました。スクリーンを2台設置しまして、日本語と英語のパワーポイント、同一の内容を投映し、説明したものでございます。また、日本語の説明にあわせて英語による説明を行いました。多少時間はかかってしまったのですが、日本語の説明の後に英語による個別の内容の説明をいたしました。

(3)「主な質疑・応答」のところでございます。重立ったものを掲載してございます。一つ目、「国際学級講師にネイティブティーチャーはいるのか」というご質問に対しましては、「講師につきましては、原則、日本の教員免許保持者を中心に考えてございます。ただし、講師の経験があるなど有用な人材がいた場合には外国人講師の採用も考えられると思えます」というご回答を差し上げております。

次の問いです。「算数、理科、社会などの英語による外国人向け少人数指導に日本人が参加してもいいのではないか」というご質問をいただいております。これに対しまして、「英語指導は外国人の英語力の保持が目的で、日本人への英語指導のためにやるものではないので、日本人は日本語での指導が中心となります」というお答えをしております。

3番目、「二重国籍は、外国人は含まれないのか。少人数指導の10人に含まれないのか」というご質問が多数ございました。これに対しまして、「二重国籍者につきましては日本人と同様の扱いとさせていただきます、少人数指導の10人の対象とはなりません」というお答えをしております。

最後のところでは、「外国人児童の受け入れが全学年で60名というのは少なくないか。また他の

小学校への国際学級の拡大の可能性は考えているのか」というご質問です。これに対しましては、「外国人児童は、学級の児童数のおよそ3分の1程度と考えてございまして、1クラス当たり10人程度までを想定していること。したがって、本校は単学級ですので6学年で60人程度」という説明をさせていただいております。「現在のところ、他の小学校への拡大は考えてございません。まずは、本校・東町小学校での国際学級の成果や課題を検証したいと考えております」というような回答をさせていただいたところでございます。説明につきましては以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 外国の方も木・金合わせると16名来られているわけですが、外国人の方からはどんな質問があったのですか。

○教育政策担当課長 お一人、外国人の方からご質問をいただいております。ここに書かれているものと同じになってしまうのですが、「国際科の授業でネイティブが教えているのではないか」という確認のようなご質問を受けさせていただきました。国際科ではネイティブの方が既に教えているので、その違いといいますか、国際科の授業では当然ネイティブが常駐しながら教える、それとは別に国際学級の講師が入りますという説明をさせていただいております。

○小島委員 国際学級の講師で、日本の教員免許を持っている方はかなりいらっしゃるのですか。

○教育政策担当課長 日本人でという意味ですか。ネイティブでということですか。

○小島委員 ネイティブで日本の教員免許を保持している方はどのくらい集められる予定ですか。

○教育政策担当課長 実際に調べたわけではないのですけれども、非常に少ないのではないかと思います。

○小島委員 そう思いますね。一般的にネイティブティーチャーで日本の教員免許を持っている人というのは実際どのくらいいるのでしょうか。この国際学級の講師はあくまでも講師だから、日本の教員免許を持っていないでもいいということですよね。

○教育政策担当課長 あくまで文部科学省の学習指導要領に基づいた教育を行っていく、日本の教育内容を教えていくという原則がありますので、原則、教員免許を持っていることとしてございます。ただし、今までに講師の経験、実際に子どもに教えたことがあるとか、採用の面接をしていく中で有用な人材がいれば確保していきたいと考えてございます。

○綱川委員 今までも、教育政策担当でも学校訪問とかをなさっていると思うのですけれども、例えば太田市のぐんまアカデミーなどは外国人の教員がいるはずなのですが、あの方々の免許はどのようなのですか。

ネイティブで、日本の学校を卒業しないと、教員免許というのは都道府県で認定するわけですから、その都道府県が認めているか、大学で単位を取って教育実習とかいろいろなことをやって認められれば免許を与えられると思うのですね。それには、多分、国籍はないと思うのです。ただし、現実問題としては極めて少ない。ただし、ネイティブは、自分の国での免許というのは、例えばアメリカならアメリカでの免許、そういうものを有している人はいるわけです。日本人に対する教育ではなく、外国人児童に対する教育ですから、そのことに関する指導はそこで十分なのです。日本

の子と一緒にやる場合は、必ず担任と一緒にいて、ティーム・ティーチングを組んでやるわけですから、それに関して問題はないということになりますね。あとは、免許があるなしにかかわらず、校長がその学校・学級の授業内容等々を確認していくわけですから、その辺についてはいいかげんなことをやるわけではないので大丈夫だと思います。ネイティブで日本の教員免許というのはなかなかいないと思います。

○澤委員 特に小学校はいないですね。

○教育長 ただ、ネイティブでなければだめなのかということなのですね。今いる3人の講師についても、もちろん日本の免許を持ちながらも、諸外国ですずっと暮らしていたりしながら、ネイティブとほとんど変わらないような英語力を持って、親とも意思の疎通が完璧にとれば、それはそれで問題はない。何しろ外国の親御さんや学ぶ本人がそれで満足していただける、安心が大事なのです。

○小島委員 そうしたら、今のネイティブの出身国の教員免許を持っていて、港区教育委員会が面接試験をやって、ある程度、日本の教育、港区の子どもを任せられると認定したら、その人はできるという特例はつくれないのですか。

○教育政策担当課長 それは可能かと思います。

○澤委員 日本人の方の関心も非常に多いのですが、イメージとして、国際学級に1学年10人丸々来たとする、その10人の外国籍の方には日本のカリキュラムに従って英語で教える。そうすると、保護者の方から見ると、国際学級が同じ小学校の中にあるならば、日本人の子どもでも、希望すればそこに入ってもいいのではないかというような期待もあるわけですが、日本の子どもと外国籍の子どもの交流というのはどんなイメージで考えているのですか。

○教育政策担当課長 基本、日本国籍があれば日本の教育を日本語できちんと受けるべきだというのがまず前提としてあります。1年から6年までの全学級を国際学級と位置付ける中で、一部の教科を除き、日本人児童と外国人児童と一緒に学ぶということになります。

○澤委員 それはそうなのですけれども、それが同じ小学校の中にあるのだから、日本人の子どもにとっても魅力がありますよね。特に、外国の方がいれば、それだけでも国際感覚みたいなものが身につくのかもしれないけれども、これだけ多くの日本人の方が説明会に来たということは、日本人の子どもにとっても、具体的に、ここに来れば英語がうまくなるとか、そういう期待があるのではないかと。そういう期待に対して、教育委員会としてはどういう対応をしているのか、その辺はどうなのですか。

○教育政策担当課長 学級編制上は、日本人と外国人は同じクラスに入りますので、朝の学活であるとか帰りの学活は同じ教室で同じ指導を受けることになります。ただし、一部の教科、例えば国語とか算数、理科、社会の授業については別室での指導を行うことにして、それ以外についてはすべて一緒にやるということですので、休み時間なり、実技系の科目の時間については日本人と外国人との交流が図れるといたしますか、英語を使う機会が増えると考えています。

○澤委員 日本人と一緒に授業を受けるときは日本語なのですか。英語でやるのですか。

○教育政策担当課長 実技系の科目も日本語を中心に指導を行います。ただし、一部、英語を交えての指導、かけ声であるとか、例えば道具であるとか、そういったものについて英語を使えるところはどんどん使っていくという想定をさせていただきます。

○教育長 そこには、L T、あるいは国際科の講師がその授業に入るのではないですか。全く入らないですか。

○教育政策担当課長 今のところ、実技系の科目では、T・Tという形で、担任の先生プラス国際学級の講師が入って二人で指導していくという体制をとっていきます。

○小島委員 例えば音楽などは、外国人の子どもと日本人の子どもと一緒に英語でやればいいのではないですか。

○教育政策担当課長 音楽という科目の中で、当然、必ずやっておかねばならない指導の内容があるかと思しますので、それは日本語できちんと教えます。

○小島委員 文部科学省の学習指導要領には100%従う学校なのですか。

○教育政策担当課長 基本的に公立の学校ですので、文部科学省の学習指導要領に従った指導をしてまいります。

○小島委員 外国人の子どもと日本人の子どもがなるべく一緒に教育を受けて、日本人の子どもにとっては海外留学したような疑似体験を経験できるし、外国人の子どもには積極的に日本に入ってもらって、将来、母国に帰ったとしても、日本の文化等を理解して、お互いが共通した国際理解の教育ができればいいと思っているのです。なるべく、外国人の子ども、日本人の子どもと一緒に、双方が相互に理解できるような学校にしてもらいたいと思っています。説明を聞くと、若干違うかなという気もしないでもないのですが、日本の学習指導要領に基づいて、それに絶対に従うのだというような考え方だとだいぶ窮屈になってしまう。何か特区的なものはないのですか。

○庶務課長 まず、大前提として、日本の教育制度のもとにおける公立小学校、区立小学校ですから、日本の教育制度に沿った形の教育を行うこととなります。これは根底として揺るがせないものですので、日本の学習指導要領に沿って全ての教科を学びます。子どもたちの指導に当たっては、日本語と英語が混在することとなります。日本人の子どもの中にはそういう教育を望まない子どももいます。地域から普通の学校教育を望む子どもも通いますので、無理のない形で進める必要があります。ですので、子どもたちの発達の状況を見ながら、日本語がしっかり身につけていて問題のない子どもで、なおかつ英語でもきちんと教育ができる、そういった子どもたちの状況を見極めれば、どんどん英語を使って授業をする機会は多くなると思いますが、それでも全て英語でやるわけにはいきません。あくまで子どもたちの発達の状況を見ながら、場面場面で指導の仕方が変わる、言語も変わる可能性もあるということです。基本は、外国人の子どもたちだけ取り出して英語だけで授業を行うことは少なくなります。

○澤委員 なるほど。基本的には一緒にいる。

○庶務課長 そうです。

○澤委員 それではどうしても日本語が主たる言語にならざるを得ないかもしれない。そうすると、

外国人のお子さんはわからない、理解できにくい部分があるので、そのところは少人数の英語の授業でカバーする、そういう理解でいいのですか。

○**庶務課長** 国際学級の専門の講師がおりますので、基本的にはT・Tの枠組みの中で、日本人の担任の先生は主として日本語で授業を行い、それと合わせて、講師が外国人の子どもを中心に英語で補足説明をして学習の内容を理解させるといったことになると思います。

○**教育長** 今、箕小小学校にあるような日本語学級は外国人のための日本語学級です。つまり、日本語が不自由な子どもたちに日本語を指導して、日本の学校に慣れさせて、日本語による教育を進めていくのが箕小小学校の日本語学級です。つまり、日本の方にどんどん寄せるといふこと。でも、その考え方だけだと、外国人の親御さんにとっては、自分たちは日本語ばかりで英語力が落ちてしまふ、それは、母国に帰ったときに非常に問題がある。ですから、英語力も落とさないようにしながら、日本人と一緒に日本の学校で学びたいという要望が一方ではあるわけです。それに応えるようにしたいのがこの国際学級です。

この国際学級というのは、当然、日本の子どもたちと一緒に日本の学校で学ぶのですから、自然に日本語は身につけていくだろうけれども、それ以上に、英語力も落とさたくないという子どもたちには英語の指導もするという事なのですね。人それぞれ要望が違い、そういう親御さんもいれば、日本にいるときは日本語をどんどん覚えていってもらいたいという親御さんもいます。だから、基本は同じ学級ですが、一人ひとりの状況に応じてきちんとヒアリングをして、その子に合った教育を取り出してやっていきたいということですね。ですから、今日の東町小学校訪問のときに、理科とか社会科の英訳が云々という話がありましたけれども、本来、理科などというのは万国共通ですから、記号的なものについても数学と同じようにそんなに差はないので、英訳などはしなくても、英語の先生がそばについてくれれば、それだけでも出来てしまうということもあります。社会科はどうするのか。日本の社会、地理を勉強するのか、それとも諸外国の社会を勉強するのかということになってきたときに、外国人にいろいろな国籍があったときには、それに合わせることは出来ません。出来ませんので、やはり日本のカリキュラムの社会科のものをやっていくしかないということですね。これから色々な課題も出てくるだろうし、あるのですけれども、一人ひとりの状況をよく見て、そこに応じた教育をしようということですね。

○**小島委員** 日本人の子どもと国際学級はクラスとしては分かれるのですか。

○**教育長** 分かれません。

○**小島委員** 一緒にいいわけですね。

○**教育長** 一緒です。

○**小島委員** それから、日本の学習指導要領を満たしさえすれば、日本人の子どもに対して、日本語でなくて英語で教えてもいいということですね。

○**教育長** いいです。ただし、そこまでの対応はなかなか難しいだろうと思います。まずは、日本語をしっかり教えなければならぬわけですから、日本語も日本人にとっては一番大事な言語ですから、それも教えなければいけないし、それに基づいている。ただし、音楽とか図工とか体育とか

いったことは普通の日本の学校以上に英語を使ってというような授業もできるだろうと。今日参観した音楽の授業では国際学級の講師が歌を教えていましたよね。ああいう状況が増えてきます。

○綱川委員 日本人の参加者108名がどのように受け止めたか、非常に気になります。おそらく今、自分の子どもが通っている学校がどうになってしまうのだろうという不安を持つ方もいるだろうし、また、国際学級ということで、勘違いというか、日本国籍のある子はだめと言っているにもかかわらず来ている人もいるだろうし、ニーズとか、その辺が本当に皆さんに理解されているのかというのが気になりました。

○教育長 この表などを見てみると、1の東町小学校の在籍保護者が11名。11月1日現在71名いるうちの11名が来ているということですよ。それから、新入学予定東町小通学区の保護者、つまり、来年の新1年生の通学区の人が27名来ているのです。送ったのは37名。37名中27名の方が来てくれたということですよ。次は、隣接ですから、選択できる子ですよ。選択できる子どもたちの親御さんが44名来てくれたということですよ。これは390分44ですから、11%ぐらいの方が興味を持って、いらしていただいたということですよ。

○澤委員 私は、多くの方が期待していると思うのです。だから、その期待にこたえられるような中身になるのかどうかということが教育委員会として重要な課題だと認識しています。

○小島委員 期待と関心は同じことですから、関心が高いということですよ。

○澤委員 特に東町の学区外、隣接地区から一番多く来ているということは、東町小で何かいいことをやるのではないかという関心の表れだと思いますね。

○教育長 いいことをやります。

○綱川委員 ただ、この日本人数というのは、通常学級を希望選択する可能性が44ですよ。で、興味があると。この1時間の説明内容で内容を理解されたかどうか気になりますが、お見えになった保護者の方にアンケートはとったのですか。

○教育政策担当課長 参加された方々にアンケートはとっておりません。ただ、今お話しいている内容について、例えばインターナショナルスクールみたいにどっぷりイマージョン教育をやるとか、または、バイリンガルを育てていくのだというようなイメージを持っていらっしゃる方もお見えになったかなと思いますけれども、そういうところははっきりと「そういった目的でつくっているわけではございません」という説明をさせていただいております。外国人児童の教育機会の多様化を図るということと、日本人、外国人の多様な文化・価値観に触れる機会を増やすということで、積極的に英語でコミュニケーションを図る機会を充実させるという内容を説明させていただいています。

○小島委員 以前、大使館にもご案内を出したらどうですかと提案しましたが、今回、大使館関係者というのはいましたでしょうか。

○教育政策担当課長 調査表の中にそういった項目を設けていなかったものですから、申し訳ございません。いらっしゃるかどうかは不明です。

○教育長 この小学校の国際学級というのは全国でどこもやっていないのです。全国で初めての取

り組みなのですね。つまり、お手本がない。お手本がないことをやるわけですから、これはなかなか大変です。大変だけれども、外国から日本に来て、特に港区に来ている保護者、子どもたちにとって、日本人の子どもたちと一緒に学べるチャンスをよりつくっていきたい、そういう思いがあるわけですね。色々な混乱ももちろんあるかもしれませんが、しかし、それは一つひとつ、その場で解決をしていくという方法でやっていく。色々な意見がありますので、それを含めて来年4月の本格実施までに課題解決を図っていきたいということでやらせてもらいたいと思います。

○小島委員 教育長が全国で初めてだというので、確かにこれは非常にいいなと思っているのですが、前に、学校の法律相談、あれも港区が日本全国で初めてやって、あのときは全国的にもものすごく反響があり、テレビや新聞からも注目されましたね。国際学級の設置も日本全国初めての事業ですから、しっかりとPRしていききたいですね。

○澤委員 そういう意味では、外国のお子さんに入学してもらいたいですね。

○半田委員長 この案件はよろしいでしょうか。

3 (仮称) 港区立朝日中学校通学区域小中一貫教育校施設整備計画について

○半田委員長 それでは、次に、「(仮称) 港区立朝日中学校通学区域小中一貫教育校施設整備計画について」。学校施設計画担当課長、説明をお願いいたします。

○学校施設計画担当課長 それでは、(仮称) 港区立朝日中学校通学区域小中一貫教育校施設整備計画についてご説明いたします。

お手元の資料ナンバー3をご覧ください。

今回のご報告は、平成23年7月12日に、朝日地区小中一貫教育校の設計の概要につきまして当委員会にご報告したものでございますけれども、計画がより具体的なものになってまいりましたこと、それから、直近の区民文教常任委員会に報告する前に改めて当委員会に報告させていただくものでございます。

まず、1の「主な経緯」でございます。平成17年4月の朝日中学校共育懇談会設置から、平成23年3月の朝日中学校通学区域小中一貫教育校基本設計完了まで載せておりますけれども、前回ご報告させていただいたものと同等でございますので、説明の方は省略させていただきます。

次に、2の「施設の概要」ですけれども、図面をご覧くださいながら説明させていただきます。

それでは、A3の資料の1ページ目、「計画概要」をご覧くださいと存じます。まず、右側の地図ですが、計画地は、現在の朝日中学校の敷地、それから朝日児童館の敷地を合わせたものとなっております。

次に、左側の「計画概要」ですけれども、主要な部分を説明させていただきます。建物の名称が(仮称) 港区立朝日中学校通学区域小中一貫教育校、建築主は港区長の武井雅昭です。設計者は日建設計となっております。施工者は未定でございます。所在地は港区白金四丁目1番12号他となっております。建物用途は小学校・中学校となっております。敷地面積1万2,498.3㎡。建物規模につきましては地下1階・地上6階・搭屋1階。工期につきましては、解体工事を含みます

けれども、平成24年7月上旬から平成26年10月下旬となっております。

次に、裏面の2ページをご覧くださいと思います。配置図でございます。周辺の道路及び一般住宅、それから聖心女子学院などに接しております。南側に6階建ての校舎棟を配置しております。屋上には、屋上庭園や機械スペースなどを配置いたします。グラウンドにつきましては、建物の3階部分となりまして、人工芝で整備する計画となっております。右側には、現在の朝日中学校のグラウンド部分に当たる場所なのですが、けやき広場ということで配置いたします。主に低学年が活動する場となっております。一部天然芝で整備する予定となっております。敷地の一番南側になりますけれども、こちらは、現存する朝日中学校の裏山の再整備を行いまして、緑化に貢献するとともに、学習・学び・憩いの場、空間をつくるということでございます。

次に、3ページをご覧ください。1階・2階の平面図となっております。1階には、1年生の教室、放課GO→クラブ室、それから、視聴覚室を兼ねた（仮称）あさひホール、それからアリーナなどを配置しております。それから、2階ですけれども、2年生の教室、小会議室、PTA室、武道場を兼ねたサブアリーナ、プールなどを配置しております。あさひホールやアリーナ、サブアリーナなどは地域開放する計画となっております。

次に、裏面の4ページをご覧くださいと思います。3階から6階までの平面図を配置してございます。まず、左側の3階の平面図ですけれども、3階には3・4年生の教室、職員室、保健室などを配置しております。グラウンドは主に3階部分から出入りすることになります。

続いて、右側、一番下の図ですけれども、4階には、ランチルーム、図書室、図工室、家庭科室、英語科国際室を配置します。英語科国際室は和室となります。ランチルーム、図書室などを建物の中心となる4階に配置することで、異学年交流を行いやすい計画としております。また、ランチルームにつきましては地域の方々にも活用していただくことを想定しております。

左側真ん中の図ですけれども、5階には5年生から7年生の教室、それから理科室を配置しております。

それから、一番上の図、6階ですけれども、8年生・9年生の教室、それから、国語・社会・数学・英語の各教科教室、それから音楽室、美術室、技術室を配置しております。

次に、5ページをご覧ください。北側、東側の立面図となります。上段の北側立面図につきましては、バス通りの道路側から見た図となっております。それから、下段の東側立面図につきましては、現在のグラウンド側から、けやき広場側から見た図面となっております。各図には、地盤面からの各部の高さを表記しておりますけれども、3階のグラウンドの高さが11.4m、校舎棟の高さが27.4mということになっております。

次に、図面の6ページをご覧くださいと思います。南側、西側の立面図及び断面図を記載してございます。上段、南側立面図につきましては、現在の聖心女子学院側から見た図面となっております。それから、中段の西側の立面図につきましては、西に隣接する住宅地側から見た図面となります。下段の断面図につきましては、図面には表記しておりませんが、おおむね建物の中心部を南北に切りまして、東側、けやき広場側から見た図となっております。高低差のある敷地の

中で、アリーナ棟と校舎棟の関係を示しております。

最初のA4の資料にお戻りいただければと思います。3の「今後の予定」でございます。現在、実施設計の作業を行っておりますけれども、平成24年3月までで完了する予定となっております。その後、平成24年6月に区議会第2回定例会に工事請負契約案件として上程する予定となっております。それから、平成24年7月から解体工事を含む建設工事に入りまして、平成27年4月に小中一貫教育校の開校予定となっております。

なお、平成23年10月20日に、計画地近隣にお住まいの方々に対しましては、港区の紛争予防条例に基づく説明会を開催しております。また、本件につきましては、先ほど申しましたけれども、明日、平成23年11月9日開催予定の区民文教常任委員会に報告する予定となっております。私からの説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 今日の説明は、今まで説明してきた内容の細部、決まったことを順次説明したということで、今までと変わったところはないということでしょうか。

○学校施設設計画担当課長 前回、概要ということで説明させていただいた部分から大きく変わったところは特にございません。

○澤委員 総工費というのはどのくらいを予定しているのですか。

○学校施設設計画担当課長 予算上では約90億円を見越しております。

○小島委員 東京都の下水道敷でしたか、あれの買収はもうできたのですか。

○学校施設設計画担当課長 現在、手続を行っているところでございます。

○澤委員 厳しい財政状況なので、当然、なるべく経費を少なくすることにこしたことはないのしょうけれども、我々もいいものができることを期待しています。

○小島委員 今は中学校だけ、小学校だけで60億ぐらいかかっているでしょうし、小学校と中学校合わせて90億というのはそれほど高くないのではないのでしょうか。

○半田委員長 他にございますでしょうか。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

4 平成24年度港区立幼稚園園児募集について

○半田委員長 次に、「平成24年度港区立幼稚園園児募集について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、平成24年度港区立幼稚園園児募集についてご報告いたします。

資料ナンバー4になります。

初めに、募集幼稚園及び募集定員でございます。昨年度との変更ということで申し上げます。今年度から新たに、3歳児でございますが、青南幼稚園で20名を募集いたします。このほか、芝浦幼稚園で5名、高輪幼稚園で10名、港南幼稚園で5名、にじのはし幼稚園で5名、それぞれ定員増を行いまして、全体では45名の定員増を図って3歳児保育の拡大をしたところでございます。

次に、応募資格でございます。港区に住所を有し、この表にございますとおり、3歳児は平成2

0年4月2日生から平成21年4月1日生まで、4歳児は平成19年4月2日生から平成20年4月1日生までの生年月日に該当する幼児でございます。

募集の日程等でございますが、今週金曜日、11月11日号の「広報みなと」、ホームページで、あるいは、区内掲示板へポスター等を張りまして募集案内をいたします。あわせて、募集要項につきましても、今週の金曜日11日から、各幼稚園、各総合支所、学務課の方で配布をいたします。応募の受け付けは、11月22日から25日金曜日までの祝日を除いた3日間、各幼稚園と学務課で受け付けをいたします。なお、定員を超えた場合につきましては、12月6日火曜日、区役所9階大会議室で公開で抽選を行います。その後、健康診断等を受けていただきまして、12月下旬に最終的に入園を決定する予定とさせていただきます。説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 今、学務課長から報告があったように、新たに青南が3歳児・3年保育を開始していて、既存園も私立幼稚園との協議も踏まえてそれぞれ定員増ということで、港区の幼稚園で3年保育をやっていないところの方が少なくなった。何回も言いましたけれども、隔世の感があります。他区では公立の幼稚園がむしろ減っているような、あるいは公立幼稚園はもう手放してしまうというような流れの中で、港区は幼稚園教育に非常に力を入れていっている。その成果として、こういう数字を見ると大変嬉しく思います。なお、青南が開設すると、中之町の倍率は少しは減るのですか。

○学務課長 何とも言えませんけれども、これまでの経緯を比べてみますと、今回、トータルで3歳児は185名の定員ということで、昨年より45名増、その前の22年度は65名、その前は60名程度ということで、ものすごく増えてきました。19年度に至っては、中之町だけの15名、そこから5年でこれだけ増えたということなのです。当然、応募者数も、19年度は15名に対して47名なのですが、昨年度は140名の定員に対して315名で、応募者数もこれだけ増えておりますので、期待もしておりますが、掘り起こしもあるので何とも言えないかなと思っております。

○澤委員 今の学務課長の報告は、それだけ区民の皆様が公立の3年保育が期待されている、潜在的にそういうニーズがあるということですね。そういう意味では、緩和されないかもしれないという可能性もあるわけですね。

○学務課長 当然、緩和されることを切に願っておりますが、お問い合わせも非常に多い中では、そのとおりになるかどうかというのは、応募を受けてみないとわからないという状況です。

○小島委員 澤委員がおっしゃったように、平成17、18年ごろから比べると隔世の感がしますよね。事務局の皆様方に頑張ってくださいまして本当によかったと思います。今後ともぜひ頑張ってくださいと思います。

○教育政策担当課長 25年度以降につきましても、3年保育の拡大に向けて努力してまいりたいと思います。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

5 学校給食調理業務委託について

○半田委員長 では、次にまいります。「学校給食調理業務委託について」。学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 続きまして、学校給食調理業務の委託についてご報告いたします。

資料ナンバー5になります。

学校給食調理業務につきましては、学校給食の安全の確保、また食の教育の充実を図ることを基本としつつ、調理業務のより効果的・効率的運営を行うため、平成16年度から業務委託を順次進めているところでございます。これまでの経緯は、資料の1にございます。現在、小・中学校19校で調理業務を委託してございます。港陽小・中につきましては一体的に給食調理を運営しておりますので、それを1校とカウントしますと、現時点で、全部で9校が直営による調理業務を行っているところでございます。

この調理業務の委託の業務範囲でございますけれども、資料の裏面をご覧ください。学校給食全体の流れを示してございます。献立の作成から、調理、洗浄、翌日の調理準備までということになりますが、これをすべて委託するということではございません。各学校に配置しております栄養士が、基本的には、その献立作成から、最終的な点検をして最終確認までするところでございますが、この中の太い楕円の丸であらわしている、全体の工程の中で比較的作業的な部分、具体的には発注された食材の検査・検収、それと調理、配食・運搬、洗浄・清掃を委託してまいります。献立の作成や食材の発注等の調理過程における様々なポイントでのチェックにつきましては、栄養士が責任を持って行ってまいります。

表にお戻りください。3番目の、委託に当たって特に留意している点でございます。この中で主なものでございますが、従来の自校方式で調理する方法は、引き続き行っていくということ、それと、(4)でございますが、事業者を選考する際は、単に価格による競争入札ではないと。公募によるプロポーザル方式で選考します。審査の際は事業者の給食に対する考え方、安全対策、従業員の育成、他での受託実績、調理技術、これらを審査基準といたしまして厳正に選考してまいります。

平成24年度から新たに委託を予定している学校でございますが、4にあるとおり、御成門小、三光小、赤坂小、以上3校でございます。簡単ではございますが、説明は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 今日訪問した東町小学校は今年度から業務委託したということですか。

○学務課長 はい。

○澤委員 で、校長先生が「全然問題ない」と言われていて、順調に調理業務の委託が浸透しているのだらうと思えますけれども、現在、区全体では何社ぐらいが入っているのですか。

○学務課長 6事業者で19校の経営委託をしてございます。

○澤委員 6社も入っているけれども、特にそれぞれ問題はなく、きちんとやっていたらということよろしいでしょうか。

○学務課長 もちろん、全くゼロということではございません。一部、配食に若干遅れが出た、それは授業に支障が出るほどではなかったのですが、という報告がございまして、その都度、事業者には、

なぜそうなったのかという原因をしっかりと報告させた上で再発防止を指導してございます。現在のところ問題はございません。また、特に新規で導入したところにつきましては、頻繁に学校や栄養士に意見を聞いておりますので、何かあればすぐ事業者の方に指導してございます。

○澤委員 ありがとうございます。

○綱川委員 平成14年か13年か、この検討委員会に入っていたのですけれども、そのときに、受託に当たっての留意事項のところにも書いてあるようなことを検討書に全部入れたと思うのです。そのときに、業者さんが業務ができなくなった場合に対する補償も入れてくださいねとお願いしたのですが、業者間の補償とかそういうのはありますでしょうか。例えば今、6社が入っているのですが、お互いにそういうようなことはやっていますか。

○学務課長 公募の際にそのあたりを明記して、「受託している会社には何かあった場合はきちんと対応をすること」というのを加えて募集しております。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

6 港区スポーツ推進計画（素案）の体系について

○半田委員長 次に、「港区スポーツ推進計画（素案）の体系について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー6をご覧ください。

今年度中に策定を目指しておりますスポーツに関する計画の進捗状況につきましてご報告をしたいと思います。

まず、1ページ目、1「計画策定の経過」でございます。昨年11月9日の当委員会で「港区スポーツ振興計画の策定について」ということで、こういった方針で策定をしたいということをご報告してございます。また、今年5月の当委員会では、「港区スポーツ振興計画策定委員会の委嘱について」ということで、本資料6の一番最後に「策定委員会委員名簿」というのをおつけしてございますけれども、こうした委員を委嘱して策定委員会を設置し検討するというような報告をしたところでございます。その後、6月に第1回の策定委員会を開きまして、10月14日まで第4回までの策定委員会を行っているところでございます。今後は、今年度中の計画の策定に向けまして、12月頃に素案についてこの委員会でお示しをしたいというふうに思っておりますけれども、今どのあたりまで進んでいてどんな検討をしているのかというのを今回ご報告をしたいというふうに思います。

2ページ目をご覧ください。1ページ目の検討委員会でどんな内容を検討したかとあわせてご覧いただきますと大変分かりやすいかと思っておりますけれども、まず第1回目では、計画の策定、どういう計画をつくるのか、策定のスケジュール。それと、現状における、例えばスポーツ施設はどうなっているのか、どんな事業をやっているかというような現状について、第1回策定委員会では報告いたしました。第2回策定委員会では、現状報告——これは、引き続きの現状報告と、その前の年、昨年度スポーツに関してのアンケート調査を実施しておりますので、その内容の報告をし、課題を

抽出するような検討を行っております。第3回目では、スポーツ振興の方向性の検討ということで、2ページ目の資料で言いますと、「重点課題の整理」のあたりを検討してございます。第4回目の10月14日の策定委員会では、「スポーツ振興推進計画（素案）」ということで、この重点課題の整理、数値目標、基本目標、そして目指すべき姿の検討を行っているところでございます。

そこで、一つお話をしておきたいところでございますけれども、2ページ目の「スポーツ基本法の制定」のブルーに塗っているところをご覧ください。8月にスポーツ基本法が施行されまして、体育指導委員の名称が変更になったという報告いたしました。その折に、スポーツ基本法について特色的な内容はどんなものかというお尋ねがあったかと思っておりますけれども、今回そのスポーツ基本法では、そこに書かれているような内容が新たに加わるとともに、記載がされているところでございます。

まず一つ、スポーツは、世界共通の人類の文化である。また、スポーツを通じた幸福で豊かな生活を営むことは人々の権利である。また、地域スポーツ、障害者スポーツなど新たな視点・方向性が示されています。また、「本計画におけるスポーツの意義」ということで、これも基本法の中に幾つか明記されておりますが、スポーツは人の根源的な欲求を充足させる、だれしものが楽しめる文化である。次代を担う青少年の心身の健全育成に大きな影響を持っている。生涯を通じたスポーツによる健康増進、生きがいがづくり、スポーツにはそういう役割がある。また、スポーツを通じて人と人、地域と地域との交流や、都心区特有でございまして、なかなかつくれていない新たな住民を巻き込んだコミュニティの創出などにも寄与するのではないかと。また、スポーツは人の心に感動をもたらす、地域に活力を生み出すものである。というように、スポーツ基本法の中でスポーツについて規定している内容を新たにこの計画の中で明記していきたいと考えております。

3ページ目をご覧ください。3ページ目は、今の段階で考えております港区スポーツ推進計画（素案）の粗々の体系でございまして、2ページ目で、この順番に沿って策定委員会の皆様方に検討いただいた内容をさらに充実した形で文章に落とし込んだものが計画になるようなことを考えています。

まず、第1章では「計画の基本的な考え方」、それから「スポーツの新たな価値」について記述をする予定でございまして、第2章では「港区のスポーツに関わる現状と課題」ということで、これは、アンケート調査やそういったものから区民のスポーツ実施状況などを詳細にここで記載していきたいというふうに考えてございます。第3章では、重点課題と数値目標、基本目標について記載をしていきたいというふうに考えております。第4章が「具体的施策の展開」でございまして、今の段階では四つの項目に分けて、記載されているような内容で計画する事業を載せていきたいというふうに考えているところでございます。

12月の当委員会では、この第4章まできちんと計画として検討したものを素案という形でご報告をする予定でございまして、現時点においてのスポーツ推進計画の素案の体系、概要についての報告は以上になります。加えまして、あと1点だけ報告をさせていただきます。1ページ目の「計画策定の経過」のところをご覧くださいと、ある程度のところまで「スポーツ振興計画」という名称になっております。それが10月の第4回策定委員会から「港区スポーツ推進計画」というふ

うに計画の名称が変更になってございます。これは、8月に施行されたスポーツ基本法において、地方自治体でつくるスポーツに関する基本的な計画については、今後は「推進計画」としての位置づけということで規定されておまして、それ以前のスポーツ振興法では「振興計画」の位置づけとなっておりましたが、この8月を境に、計画の名称についても変更して説明をしているところでございます。報告は以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○澤委員 確かに、「スポーツ基本法の制定」とか「計画におけるスポーツの意義」ということで、我々が健康に生きるためには、スポーツはできればやっているのにこしたことはないわけです。しかし、大都会のど真ん中で、施設とかそういう意味で限られていて、やりたくても出来ないというような人もいますと思いますが、その辺、現状よりもこうやったらいいとか、そういう色々な意見が出ているのでしょうか。

○生涯学習推進課長 2ページ目の「港区のスポーツの現状」というところで、当然色々なご意見をいただいたところでございます。もちろん、アンケート調査でも記載しておりますけれども、例えば高齢者・障害者のところで言いますと、これまで状況の把握というのはあまりできていなかったところがあるのですが、例えば高齢者で言いますと、70歳まではスポーツの実施率が大変高いのですが、70歳を超えると急激にスポーツ実施率が落ちる、それはなぜなのだろうというような議論も委員会の中で行われております。やはり体力の低下が原因だろうということで、体力や持続力があまり必要ないようなスポーツの普及だとか指導などが高齢者にとっては重要なのではないかなというようなご意見をいただいております。

また、障害者のスポーツというのは、今回、このスポーツ基本法でも、新たに記載された項目でございます。地方自治体では、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツができるよう配慮を行うこと」というような規定がされております。障害者の団体からご推薦をいただいた委員の方や、一般区民、公募区民の皆さんからのご意見では、確かに、障害者が気軽にスポーツ施設に行くというような状況というのは、現状では厳しいというようなご意見もいただいております。そういったご意見をどのように改善していったらいいのかということで、2ページ目の「重点課題の整理」というところで幾つか整理をさせていただいております。今後、計画の中で、事業にどう結びつけるかというのが、今、私どもで検討している最中でございます。

○澤委員 分かりました。

○綱川委員 実際的には、第5章の「推進体制」というところがありますね。ここで、アクションプランとかそういうようなところに落とし込んで、例えば基本計画とかそういうところに入るような感じに施策とか持ってくるのですか。

○生涯学習推進課長 通常は、計画の推進体制というのは、例えばこの計画がどう進捗しているのかをどう検証するのかというような検証の仕方だとか、例えばここにも書かれていますけれども、成人だとか、子どもだとか、高齢だとか、障害だとか、健康づくりだとか、いろいろな分野にまたがっておりますので、そういう各分野にまたがっている施策を推進していくために庁内でどうい

体制をつくるのか、そういった内容がここで記載されるのではないかというふうに思っております。実際にはどの程度記載できるかというのも今検討中ですが、これを一步でも前に進めるための体制を整えたいと考えています。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

7 生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定について

国体推進担当の10月事業実績について

○半田委員長 それでは、次に、「生涯学習推進課の10月事業実績と11月事業予定について」及び「国体推進担当の10月事業実績について」。生涯学習推進課長・国体推進担当課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 資料ナンバー7をご覧ください。いつもと若干違うところをご紹介します。10月の予定のところでは、これは、小学校PTA連合会と共催の事業ですが、1年に1回実施をするということで、10月19日の水曜日に小学校の子どもたちを区役所に招いて「われら区役所たんけん隊2011」というのを実施いたしました。参加人数は76名でございました。

それから、その下、国体推進担当ということで、10月24日に国体の常任委員会を開いております。総会は大人数になりますので、常任委員会委員が決まっております、委任をされた事項について審議をし決定する委員会でございますが、24日に開催してございます。こちらの方では、第68回国民体育大会港区開催準備総合計画及び各種基本計画ということで、開催準備総合計画、復興支援基本計画、区民運動基本計画、広報、歓迎、環境対策、競技会、運営、式典など、もろもろの13本の総合計画、基本計画の案件についてご審議をいただき、また、リハーサル大会の開催基本計画についてご審議いただいております。それから、実働部隊となる実施本部の設置要綱、各企業・団体からお申し出のある協賛の取り扱いについて、ご審議させていただいております。国体についてはこういった常任委員会や実行委員会を重ねることで着実に準備を進めていきたいというふうに考えております。

それから、11月の事業予定のところをご覧ください。12日土曜日ですが、高松中学校で「スポーカルまつり IN TAKAMATSU」ということで、スポーカルの周知イベントを実施いたします。毎回たくさんの方が参加いただける事業で、恒例のものになっておりますが、高松地域でのスポーカルの周知度が徐々に上がっている、そういう事業でございます。

10月、11月分の報告については以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

8 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

○半田委員長 次に、「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」。生涯学習推進課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習推進課長 それでは、資料ナンバー8をご覧ください。2枚目の「放課後児童育成事業平成23年度参加児童数一覧」の上から3番目、「放課GO→あかさか」のところをご覧ください。10月3日に新たに開設いたしました「あかさか」の10月分の実績が初めて報告されております。開設日数はほかのところと同様でございますが、平均参加人数が43.3人ということで、私どもが所管しております「放課GO→みた」から「こうよう」まであって、参加人数としては上から2番目に多い「放課GO→」となっております。実施から1カ月が過ぎましたので、「放課GO→」の協議会を近々に開きまして、実施状況等についての検証をしていきたいと考えております。以上です。

○半田委員長 ただいまの説明に対しご質問はございますでしょうか。それでは、この案件はよろしいでしょうか。

9 図書館・郷土資料館の10月行事实績と11月行事予定について

○半田委員長 次に、「図書館・郷土資料館の10月行事实績と11月行事予定について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○図書・文化財課長 それでは、図書館・郷土資料館の10月行事实績と11月行事予定でございます。

資料の3ページをご覧ください。「その他」のところでございます。上から2番目、10月1日でございますけれども、赤坂図書館におきまして「外国人による日本語のお話会」というのを開催してございます。こちらは、近隣にお住まいになっている外国人の方、今回はスロバキアの方とウズベキスタンの方でございましたけれども、そういった外国の方が話し手となってお話をしていたものでございます。

それから、その下、5日のところは、やはり赤坂図書館の方ですけれども、「赤坂図書館ビジネスセミナー」ということで、今回は「生き残る企業の条件」というようなタイトルで、赤坂地区の中にあります帝国データバンクの方に来ていただいて、こういったタイトルでお話をしていただいたということでございます。

それから、一番下、29日土曜日でございますが、こちらはみなと図書館の方で毎年行っておりますけれども、朗読会ということで実施してございます。こちらの方は以前にもご報告申し上げたかと思いますが、元NHKのアナウンサーの方とチェンバロの奏者の方に来ていただきまして、音楽と朗読を一体的に進めるというようなものでございました。こちらにつきましては、朗読会ということで健常者の方はもちろんたくさん来ていただくのですけれども、先ほどの規則改正のところでも少し話が出ましたが、「声の図書」といった事業のPRも兼ねておりまして、視覚障害のある方等につきましても来ていただいて、そういった朗読をお楽しみいただく。あるいは、一般の健常者の方にもそういった事業についてのPRをさせていただいて、ご近隣の中でお困りになっているような方があれば、そういうサービスがあるということでPRしていただくというようなことも目的としてございます。

それから、郷土資料館の方でございますけれども、資料の8ページに11月の予定が入っております。こちらの方につきましては、今ちょうど特別展を10月から12月上旬までやっておりますので、そういった特別展の関連で、学芸員による展示の解説を3日に行います。また、その関連の資料館講座を12日、19日、26日と計3回予定してございます。また、高陵中の中学生が職場体験ということで、こちらの方も明日、明後日に来ていただく予定になってございます。以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 この間、行政視察ということで、神戸の市立博物館、県立博物館を見学させていただきましたが、そちらのシステムで、指導主事という方がいっぱいいて、その指導主事の方々が郷土資料館なり博物館の色々な行事について学校と協働して、学校に行ったり、あるいは学校から生徒を来させてもらったりしてありますが、非常にいいシステムだと勉強させていただきました。港区ではどうなのでしょう。今でもこうやって高陵中学から職場体験として受け入れるとか、色々あるのですが、今後、この点についてはどのようなお考えがあるのでしょうか。

○図書・文化財課長 先日、委員の先生方と行政視察に行かせていただきまして、博物館施設の中に指導主事さんが複数いらっしゃるって、学校の授業との連携をやっているということを見させていただいて、非常にいいシステムだなと思いました。ただ、現状、港区においてはそういった形での指導主事さんの配置というのは難しい状況もございまして、現状の中では、実際には学校等の求めに応じて学芸員が学校の方に出向いて出前の授業みたいな格好でやっているということは、数は多くないのですけれども、実際でございます。あと、郷土資料館だけではなくて、郷土資料館の方が事務局をしておりますミュージアムネットワークという区内の美術館・博物館のネットワークがございまして、そちらの方の参加をいただいて、その橋渡しをやりながら、学校等の授業で生かしていただくような形の取り組みをやり始めているところでございます。

いずれにしても、学校との連携は非常に重要でございますので、様々な方策で学校とのパイプをつくっていきながらやっていきたいというふうに考えておりますし、特に新郷土資料館の設置に関して、そのあたりは大きな課題と捉えておりますので、そういった今後の体制も含めて検討していきたいと思っております。

○小島委員 なかなかいいシステムですよ。学校との連携ということで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○澤委員 今の小島委員の発言に関連して、指導室長、そういうことは可能なのですか。

○指導室長 指導主事につきましては、地教行法の19条に定められております。その内容につきまして、簡単に言うと、教育課程ですとか学習指導その他の学校教育に関する指導の専門事項を扱うことということ、それから、当然、教員へ助言と指導を与える専門職でもあります。配置は指導室になりますが、学校の図書館の充実に関して、当然、学校に対する指導・助言ですとか、その関係機関等の連携をしながら進めていくということは指導主事の職務であると考えてございます。

○澤委員 小島委員が言われたように、なかなか興味深い制度というか、人事配置だなと思ひまし

た。もう1点いいですか。先程ご説明いただいた、赤坂図書館でビジネスセミナーというのがありましたよね。図書館絡みでビジネスに関することというのはあまりお目にかからないのですけれども、これは1回限りのものなのか、継続的に今後もあるものなのか。参加者の19人の反応というのがどういことなのか具体的にはわからないのですけれども、たまたまこの企画は赤坂図書館でやられたということですか。

○**図書・文化財課長** 図書館の大きな役割の一つには、そういったビジネスであったり、法律的なことであったり、それぞれ利用者の方が課題とされているようなことへの情報提供といったことになります。その中で、一つ、今までこういった企画はやっていなかったのですけれども、オフィスが多いという地域柄もあって、もちろん区民の方でそういった地域で事業をされている方もいらっしゃるというふうなこともありますので、今年度は赤坂図書館でビジネスセミナーということで、今年度、3回の講座という形で、今回は2回目ということですよ。

○**澤委員** そうですか。なかなか意欲的な試みを行っているなという印象を受けました。

○**半田委員長** では、この案件はよろしいでしょうか。

10 図書館の10月分利用実績について

○**半田委員長** 次に、「図書館の10月分利用実績について」。図書・文化財課長、説明をお願いいたします。

○**図書・文化財課長** それでは、図書館の10月の実績でございます。お手元の資料のとおりでございます。昨年と同時期と数字の比較をしてみましたけれども、貸出数、予約数、収蔵資料数を含めまして、実績は、全体的に見れば着実な伸びが出ているというような状況でございます。今年度につきましては、高輪図書館が一時休館をしていたというような事情がありまして、高輪については前年よりも若干数字が落ちているというところがありますけれども、それを含めましても、区全体の数字としては昨年よりも着実に伸びているというような状況でございます。

また、資料別の比較で見ますと、基本的には、極端な伸びが出ているというのはDVD。DVDはここ数年で収蔵をかなり増やしているというような状況もありますけれども、DVDにつきましては、利用実績、収蔵資料数ともに、昨年度よりも数字としてはだいぶ大きく増えているというような状況でございます。以上でございます。

○**半田委員長** ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○**教育長** 港南図書館なのですけれども、利用者の貸出数は昔に比べてかなり伸びていて、人口が増えているので、伸びているのは当然なのですね。芝浦の人は、三田図書館なども割と行きやすいところなので、両方利用されているのでしょうかけれども、利用登録者数というのは人口の割には少ないのですよね。貸出数は結構あるので利用されているのですけれども、さっきの図書館の行事のところのお話会などを見ても、港南図書館のお話会の利用者というのはすごく多いのですよね。当然、人口も多いし、子どもも多いということなので。この登録者数がそんなに上がってこないというのは、もう少しPRしたほうがいいのかどうか。今後ちょっと分析してもらいたいなというふうに思

っています。

○図書・文化財課長 確かに、港南については全体の登録者数に比べると数が少ないという状況がございます。まさにあそこで人口が増えているという点を考えますと、さらに今後増えていくのかなというふうに思います。この辺につきましては、今、教育長のお話にもございましたけれども、場所柄というのがあって、このエリアの方がお使いになっているというような状況がありますので、そういった方にもっと集中的なPRをしてまいりたいと思います。図書館では、かなり地域に出ていろいろなPRをしているところでございますけれども、今後さらにその辺のPRを進めていきたいと思っています。

○教育長 よろしくお願ひします。

○半田委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

11 11月指導室事業予定について

○半田委員長 次に、「11月指導室事業予定について」。指導室長、説明をお願いいたします。

○指導室長 それでは、2点に絞ってご説明したいと思います。

一つは、中学校英語発表会、11月16日水曜日、1時半からということで、参考資料ということで別に配布させていただいております。

この英語発表会につきましては、日頃の港区の中学生の、小学校からの英語教育の積み上げの成果の発表の場ということで、ぜひご覧いただけたらと思います。先日、定例校長会でも働きかけをお願いしましたし、PTA連合会の方には生涯学習推進課から改めてお願いしております。港区の子どもたちの英語力の素晴らしさが出る会だと聞いておりますので、お時間の都合がございましたらぜひご覧いただけたらと思います。

2点目は、18日金曜日ですが、にじのはし幼稚園で研究発表会がございます。2年間にわたって、この研究主題にあるように、「幼児の主体性を育む保育の工夫」ということで研究に取り組まれた成果の発表ですので、こちらにつきましても、お時間がございましたらぜひご覧いただけたらと思います。報告は以上でございます。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。

○小島委員 29日の「小中一貫教育に向けた学校改革」というのは、どのような内容でしょうか。

○指導室長 これまでも、小中一貫教育に向けて各校長先生を中心に取り組んでいただいておりますが、この講師の先生は、三鷹市でご自身が小中一貫教育を推進されたという方ですので、この方の実践をもとにお話ししていただくとともに、今、各学校でも課題に感じていることがありますので、それについて質疑のような形で色々ヒントをいただくということで考えているところでございます。

○小島委員 分かりました。

○半田委員長 では、この議題はよろしいでしょうか。

12 港区子どもサミットについて

○半田委員長 次に、「港区子どもサミットについて」。指導室長、説明をお願いします。

○指導室長 子どもサミットでございます。これは、平成20年度から行ってございまして、この目的にありますように、「各学校の代表の児童・生徒が、学校生活をよりよくするための実践を紹介し合い、自分たちができることを考えて提言としてまとめ、相互理解と連帯感を深める」というねらいで行います。

この会につきましては、冒頭に高橋教育長にご挨拶をいただきまして、あと、教育委員の皆さんに4つの分科会に分かれて入っていただいて、大人の立場から、教育関係者の立場からご発言いただけたらと考えているところでございます。例年ですと、「いじめ」「国際理解」「環境保護」というフォーラムを開催してございましたけれども、4番目の「大震災対策」フォーラムにつきましては今年度新たに取上げたもので、子どもたちも非常に興味・関心を持っているところではないかと考えております。これまでは、「よりよい明るいまちづくり」フォーラムというテーマで行ってございましたけれども、この点については変更してございます。当日のご指導、よろしく願いいたします。

○半田委員長 ただいまの説明に対してご質問はございますでしょうか。では、この案件はよろしいでしょうか。

「閉 会」

○半田委員長 本日予定している案件はすべて終了いたしました。庶務課長、何かご意見ございますでしょうか。

○庶務課長 特にございません。

○半田委員長 それでは、これをもちまして閉会いたします。次回は、11月22日火曜日、午後3時からの予定です。よろしく願いいたします。お疲れさまでございました。

(午後4時42分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 半 田 吉 恵

港区教育委員会委員 小 島 洋 祐